

## 「現場ニーズに対応する新たな技術（シーズ）」に関する公募 募集要領

### 1. 公募の目的

本公募は、「i-Construction 推進コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）の規約等に基づき、現場において解決したい課題（以下「ニーズ」という。）に対して、その課題を解決できる新たな技術（以下「シーズ」という。）を募集するものである。

### 2. 公募技術

#### （1）対象技術

国土交通省中国地方整備局（以下、整備局）管内の各事務所等より抽出されたニーズ（別紙－1）に対して、シーズに成り得る可能性のある技術とする。

#### （2）応募技術の条件等

応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとする。

- 1) 新技術情報提供システム（以下「NETIS」という。）に登録されていない技術であること。なお、以前登録されていた技術も対象外とする。ただし、NETISに登録されている技術を新たに改良する事により、マッチングできる可能性があるものについては、対象技術とする。
- 2) マッチングの可否についての選定等の過程において、選定等に係わる者（整備局）に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないこと。
- 3) 応募技術を公共事業に活用する上で、関係法令に適合していること。
- 4) 選定された応募技術について、技術内容及び試験結果等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。
- 5) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。
- 6) 「3. 応募資格等」を満足すること。

### 3. 応募資格等

#### （1）応募者

- 1) 応募者は、以下の2つの条件を満足するものとする。

①応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」又は「民間企業」であること。  
②応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」又は「民間企業」であること。

なお、行政機関<sup>※1</sup>、特殊法人（株式会社を除く）、公益法人及び大学法人等（以下「行政機関等」という。）については、新技術を率先して開発、活用又は普及する立場にあり、選定された技術を各地方整備局等の業務で活用を図る場合の実施者（受注者）になり難いことから、自ら応募者とはなれないが、（2）の「共同開発者」として応募することができるものとする。

※1：「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等全ての機関を指す。

- 2) 予算決算及び会計令第70条（一般競争に参加させることができない者）、第71条（一般競争に参加させないことができる者）の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## (2) 共同開発者

申請する共同開発者は、応募技術の開発に関して参画された「個人」、「民間企業」、「行政機関等」とする。

## 4. 応募方法

### (1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添資料作成要領に基づき作成し、提出方法はE-mailとし5MBを超える場合はファイルを分割し送付して下さい。E-mailによらない場合は電子媒体（CD-R又はDVD-R）又は紙とし、郵送により提出するものとする。

### (2) 提出（郵送）先

〒730-8530 広島県広島市中区上八丁堀6-30

国土交通省中国地方整備局 企画部施工企画課

ニーズ・シーズマッチング担当 宛

E-mail : [netis\\_pi@cgr.mlit.go.jp](mailto:netis_pi@cgr.mlit.go.jp)

## 5. (3) 公募期間

令和5年3月30日（木）～令和5年6月21日（水）

※（最終日は、E-mailによる提出の場合、17:00まで受付を行う。郵送により提出の場合は、当日消印有効とする。）

### (4) 質問の受付

この応募に対する質問がある場合において、次に従い提出すること。

- 1) 提出方法：E-mailにより提出すること。
- 2) 受付期間：令和5年6月8日（木）まで
- 3) 回答日：令和5年6月14日（水）まで
- 4) 受付場所：4. 応募方法（2）提出先に同じ

### (5) 応募書類に不備があった場合の取扱い

提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

応募書類について、募集要領に従っていない場合や不備がある場合、また応募書類の記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とする。

### (6) 秘密の保持

応募書類は、応募者との利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しないが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがある。

また、応募書類はマッチングイベント参加者の特定のためにのみ利用し公表しないものとする。ただし、実施が適当であると判断された募集技術については、募集技術の概要を公表することがある。それ以外の募集書類については、事務局で責任を持って保管するものとし、マッチングイベント終了後に廃棄するものとする。

### (7) その他

- 1) 申請書及び資料の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- 2) 提出された申請書及び資料は、返却しない。

## 6. 技術の選定に関する事項

### (1) 選定にあたっての前提条件

- 1) 公募技術、応募資格の条件等に適合していること。
- 2) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備が無いこと。

## 7. マッチング

- 提案されたシーズについて、整備局に課題解決の手法やシーズの内容について必要に応じて説明を求める。
- マッチングの可能性があると判断された提案について、シーズ提供者と整備局による現場試行の範囲等の条件と最終的なマッチングの可能性の可否について確認・調整を行う。  
なお、説明等の調整については、整備局において行う。

## 8. 個別調整

提案されたシーズについて、ニーズ提案者及び事務局と協議の上、マッチングの可能性があると判断された場合は、ニーズ提案者、シーズ応募者及び事務局による個別調整を実施し、最終的なマッチングの可能性の可否について確認を行う。

## 9. 応募結果の通知・公表について

マッチング終了後、個別調整を経てシーズとして選定した技術については、下記のとおり選定結果等を通知する。

### (1) 選定結果

シーズ応募者に対して選定されたか否かについては、窓口担当者に書面にて通知する。

申請する共同開発者には選定結果の通知は行わない。

### (2) 選定結果の公表

選定された技術は整備局のホームページ等で公表する。

### (3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部又は一部を取り消すことがある。

- ・選定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明した場合。
- ・選定の通知を受けた者から取り消しの申請があった場合。
- ・その他、選定通知の取り消しが必要と認められた場合。

## 10. 現場試行

マッチング成立後、原則として整備局の指定した現場において調整した範囲で試行を実施する。

現場試行に先立ち、試行計画書を作成し、ニーズ提供者に提出するものとする。

試行結果は、試行結果報告書に整理して提出するものとする。

試行結果報告書の様式及び試行結果の提出期限は、別途通知する。

## 1 1. 費用負担

- (1) 応募資料の作成及び提出に要する費用、現場試行を実施する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 現場試行以外に、ニーズを解決するための試験・調査等に係る費用は、応募者の負担とする。
- (3) 国土交通省関係者が立会確認を行う場合、国土交通省の立会に要する費用は国土交通省で負担する。

## 1 2. その他

- (1) 応募された資料は、技術の選定以外に無断で使用することはない。
- (2) 応募された資料は返却しない。
- (3) 選定の過程において、シーズ応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (4) 現場試行の結果、得られた成果については、公共目的で国が利用する場合は、その使用を認めること。

また、本制度による当該技術研究開発の成果である特許検討について専用実施権及び独占的な通常実施権を設定しないこととします。

- (5) 募集内容に関する問い合わせに関しては以下のとおりとする。

### 1) 問い合わせ先

〒730-8530 広島県広島市中区上八丁堀6-30  
国土交通省中国地方整備局 企画部施工企画課  
ニーズ・シーズマッチング担当 宛

2) 期間：令和5年3月30日（木）～ 令和5年6月21日（水）

3) 問合せ方法：TEL：082-221-9231（代表）

E-mail：[netis\\_pi@cgr.mlit.go.jp](mailto:netis_pi@cgr.mlit.go.jp)

※土・日・祝日を除く平日9：30～17：00までとする。

ただし12：00～13：00は除く